

「平成9年税制（固定資産税等の負担調整措置の見直し、登録免許税・不動産取得税の調整措置の継続）」

（固定資産税・都市計画税）

- ・負担水準（前年の課税標準額/当年の評価額）に応じた負担調整率を適用。

（登録免許税）

- ・土地に関する登記で課税標準が不動産の価額であるものについては、課税標準を40/100に圧縮。

（不動産取得税）

- ・宅地評価土地に係る課税標準を引続き1/2とする。